

その運転、大丈夫？

自転車 うっかり 違反チェック

【問い合わせ先】 危機管理課危機管理係 (☎ 42 - 9111 内線 1431)



毎日の移動やちょっとしたお出かけに便利な自転車。身近な乗り物だからこそ、つい「これくらいなら大丈夫」とってしまうことはありませんか？

4月1日から、自動車などに適用されている交通反則通告制度(青切符制度)が、自転車にも導入されます。この機会に、今日からできる安全な乗り方を考えてみませんか。

青切符制度とは

反則行為などが記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口を持参する「納付書」が、警察官から違反者に交付されます。反則金を納めることで処理が終了し、刑事手続きには移行せず、前科はつきません。

▶対象※ 16歳以上の人が行った自転車の反則行為

※ 16歳未満の違反者は、指導警告による違反処理になります。

詳細は、警察庁自転車ポータルサイトへ▶



うっかり やっていませんか？ 自転車運転の危険な行為



飲酒運転



ながらスマホ



イヤホンをしての運転



傘差し運転



並走（横に並んで走る）



二人乗り

他にも…

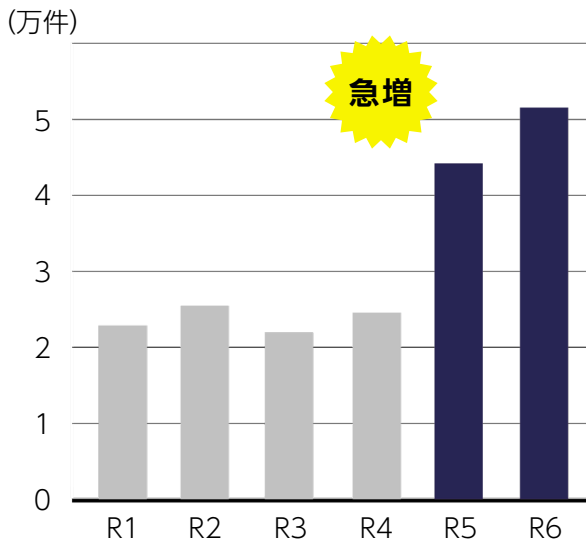
- 信号無視
- 一時停止無視
- 無灯火運転（夜間）
- 歩道を通行して良い条件を守らない走行
- ブレーキなど安全装置がない自転車の走行 など



上記の行為は 指導・取り締まりの対象です

自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反があります。警察は取り締まりを強化しており、交通違反の検挙件数は増加傾向にあるなど、自転車の安全な利用が、これまで以上に求められています。

こうした状況を踏まえ、迅速な事故処理と悪質・危険な交通違反に対する実効性のある制度として、青切符制度が導入されることになりました。



自転車の交通違反の検挙件数（出典：政府広報オンライン「2026年4月から自転車の交通違反に「青切符」を導入！何が変わる？」）



自転車に加害者になることもあります

自転車による事故では、被害者になることもあれば、加害者になることもあります。加害者になった場合、損害賠償責任が発生し、賠償額が高額になることもあります。市内では自転車が加害者となる事故は発生していませんが、事故のリスクを認識しておくことが必要です。

【全国では次のような事故が発生しています】

①男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折などの傷害を負い、意識が戻らない状態となった（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）。

加害者が支払いを命じられた金額：9,521万円

②男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折などで約2か月後に死亡した（高松高等裁判所、令和2年7月22日判決）。

加害者が支払いを命じられた金額：9,266万円

出典：日本損害保険協会



INTERVIEW

桜井警察署交通課長 松田 充弘 さん

自転車に関係する交通事故の割合は増加傾向

市内では、令和7年中に133件、自転車が関係する交通事故が発生し、20名が重軽傷を追っています。

全国の交通事故件数は減少していますが、自転車が関係する事故の割合は増えていきます。また、市内では発生していませんが、全国では自転車が歩行者に重傷を負わせてしまう事故が発生しています。自転車は身近な乗り物ですが、被害者にも加害者にもなり得るため、注意が必要です。

自転車運転で多い違反

① 通行禁止違反

●「自転車を除く」などの表示がない、一方通行などの道路



●「自転車通行可」

などの表示がない歩道



● 時間帯規制がある道路（スクールゾーンなど）

これらの道路は、通行すると指導・取り締まりの対象になることがあります。

② 横断歩道者等妨害等違反

歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときや横断中は、停止しなければなりません。

③ 並走

集団走行時に無意識に横並びになったり、会話をするために並走したりすることがありますが、並走は禁止です。

④ 信号無視

車道を走行する場合、自転車は車両用信号に従います。自転車から降りて歩道を通行する場合などは、歩行者用信号に従います。

4つをはじめとするルール

を守るために大切なのは「**自転車は車両**」と、いま一度認識することです。

全ての人の安全のために

事故が多い、朝の通勤・通学の時間帯や、日没前後の薄暗い時間帯を中心に、事故が発生しやすい場所では、特に注意が必要です。

指導警告による取り締まりを行ったうえでも、違反行為を続けた場合は「青切符」や「赤切符」の対象になることがあります。

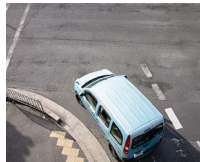
自転車は身近で便利な乗り物ですが、一歩間違えると大きな事故につながります。ルールを守ることが、自分自身を守るだけでなく、歩行者や周囲の人の命と安全を守ることにもなります。思いやりのある運転を心がけましょう。

自転車ルールブック (警察庁ホームページ) ▶

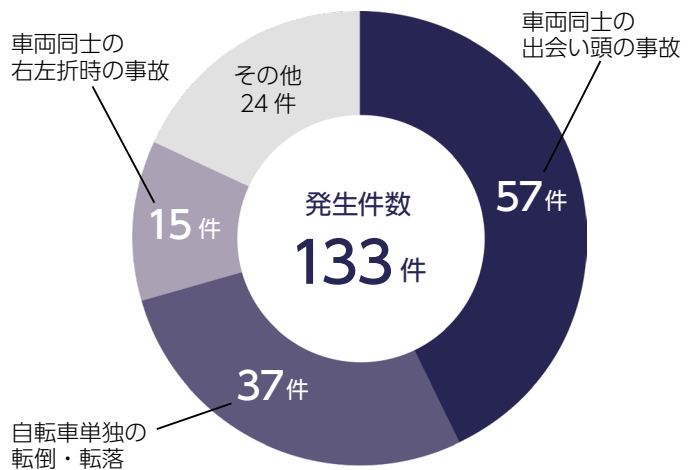


こんな場所で事故が発生しています

- 大きな道路の交差点で左折する車との、巻き込み事故
- 店舗や駐車場などから道路に出てくる車との、接触事故
- 渋滞中の車の陰から飛び出したことによる、接触事故



市内で発生した自転車が関係する交通事故 (令和7年)



提供: 桜井警察署



その乗り物、同じルールで大丈夫？



近年、電動キックボードやペダル付き電動バイク(モペット)を利用する人が増えています。利用シーンは自転車と似ていますが、交通ルールが異なるため、注意が必要です。



	自転車	電動キックボード	モペット
運転免許	不要	不要	必要
ヘルメット	努力義務	努力義務	義務
歩道の走行	<ul style="list-style-type: none"> ● 13歳未満の子ども ● 70歳以上の高齢者 ● 身体に障がいがある人 ● 車道の走行が危険な場合は、走行可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歩道通行可」の標識がある ● 最高速度6km/h以下 ● 歩行者最優先 ● 上記を全て満たす場合、走行可 	不可

今日からできる 安全な自転車運転

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
自転車は、道路交通法上は「軽車両」です。歩行者と自転車の安全のために、ルールを守って通行しましょう。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。
- ③ 夜間はライトを点灯**
進行方向を「見る」ためだけでなく、相手に自分を「見せる」ためにも、夜間はライトを点灯しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止**
判断力が落ちると、自分はもちろん周囲の人も危険にさらしてしまいます。
- ⑤ ヘルメットを着用**
もしものときに、大切な命を守るための備えです。

うっかり違反にも注意しましょう

- スマートフォンを操作しながらの運転
- イヤホンをしながらの運転
- 傘差し運転
- 二人乗り

などの行為は「少しだけなら」「いつものくせで」といついやってしまいがちですが、思わぬ事故のきっかけになることがあります。

「今日も気を付けて
いってらっしゃい！」



出かける前に、ここをチェック

- ブレーキはきちんと効く
- ライトは点灯する
- 反射材は付いている
- ベルは使える
- ヘルメットは正しく着用できている



ヘルメット購入費用を補助しています

- ▶ **対象ヘルメット** 次の全てに当てはまるもの
 - 令和6年4月1日以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメット
 - 安全基準の適合 (SG マーク・JCF マーク・CE マーク・GS マーク・CPSC マークなど) を受けているもの
- ▶ **補助金額** ヘルメット購入費用の2分の1の金額 (上限 2,000 円)
必要書類や申請方法など、詳細は市ホームページへ。
- 問 危機管理課危機管理係 (☎ 42 - 9111 内線 1431) 詳細はこちら▲



詳細はこちら▲